

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

文 部 科 学 大 臣

永 岡 桂 子

(公印省略)

令和 5 年 4 月 7 日付け（令和 5 年 4 月 11 日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「大学などの授業料減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、中間層の子ども 3 人以上の世帯などへの支援拡大のため、対象となる年収上限を現行の約 380 万円から 600 万円程度に引き上げること」（令和 5 年 4 月 4 日付の文部科学省の発表）に関して、所得制限緩和後の給付型奨学金が学資金に該当するかどうかを国税庁と協議した際の文書

2 不開示とした理由

請求文書を作成・取得しておらず、保有していないため不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）高等教育局学生支援課 内線 3496

（手続について）大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572